

# 大洲市学校施設の耐震化の状況について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

大洲市の学校施設107棟のうち、52棟は昭和56年以前の旧耐震基準により建築されています。このうち、大洲南中学校（3棟）は平成12年度に耐震補強工事を完了しています。また、平成16、17年度には、旧耐震基準の建物を対象に、耐震化優先度調査を実施しています。この調査に基づき、平成20年度において喜多小学校・長浜小学校の耐震診断（第2次診断）および新谷小学校の耐震診断を実施し、その結果により、耐震改修工事を行う計画です。残りの建物についても平成21年度より順次、耐震診断（第2次診断）の実施を計画しており、早期の耐震化完了を目指し、学校施設の耐震化への取り組みを進めています。

## 1. 学校施設などにおける耐震化の状況

区分	学校数	全棟数 A	新耐震基準 適用棟数 B	旧耐震基準 適用棟数	うち 耐震化棟数 C	耐震化率 (B+C)/A
小学校	28	71	42	29		59.2%
中学校	9	30	9	21	3	40.0%
幼稚園	9	6	4	2		66.7%
計	46	107	55	52	3	54.2%

## 2. 小学校・中学校・幼稚園別状況一覧

【小学校】 (平成21年3月1日現在)

番号	学校名	建物区分	構造	階数	優先度調査		第2次診断 年度
					年度	ランク	
1	喜多小	校舎	RC	3	17	2	H20年度実施中
2		校舎	RC	3	17	2	H20年度実施中
3		体育館	S	1	17	4	H21年度実施予定
4	平小	校舎	RC	3	17	3	H21年度以降実施予定
5		校舎	RC	3	17	3	H21年度以降実施予定
6		体育館	S	2	17	4	H21年度以降実施予定
7	平野小	校舎	RC	3	17	2	H21年度実施予定
8		校舎	S	3	17	5	H21年度実施予定
9		校舎	RC	3	17	3	H21年度実施予定
10	南久米小	校舎	RC	3	17	3	H21年度実施予定
11	菅田小	校舎	RC	4	17	2	H21年度実施予定
12	大成小	校舎	RC	3	17	2	H21年度以降実施予定
13	蔵川小	校舎	RC	3	17	3	H21年度以降実施予定
14	田処小	校舎	RC	2	16	4	H21年度以降実施予定
15	新谷小	校舎	RC	3	16	1	H20年度実施中 ※注1
16	粟津小	校舎	RC	2	16	5	H21年度以降実施予定
17		体育館	S	1	16	3	H21年度以降実施予定
18	上須戒小	校舎	RC	3	17	2	H21年度以降実施予定
19		体育館	RC	2	17	5	H21年度以降実施予定
20	白滝小	体育館	RC	1	16	5	H21年度実施予定
21	大和小	校舎	RC	3	16	1	H21年度実施予定
22		体育館	S	1	16	3	H21年度実施予定
23	櫛生小	校舎	RC	3	16	3	H21年度以降実施予定
24	長浜小	校舎	RC	3	16	1	H21年度取壊し予定
25		校舎	RC	4	16	2	H20年度実施中
26		体育館	S	1	16	3	H21年度実施予定
27	喜多灘小	校舎	RC	3	16	3	H21年度実施予定
28		校舎	RC	2	16	5	H21年度実施予定
29	予子林小	校舎	RC	2	16	※注2	H21年度実施予定

注1：新谷小学校は、耐力調査を行っています。

注2：予子林小学校は、耐震診断第1次診断を実施しており、Is値は0.39となっています。

※昭和56年以前の旧耐震基準により建築された建物で、木造以外の校舎等で階数が2階以上、または延床面積の合計が200㎡を超える施設が耐震化の対象です。この一覧表は、旧耐震基準により建築された建物で耐震診断等の必要がある建物のみ掲載しています。

### <用語の解説>

- 構造  
[RC]：鉄筋コンクリート造  
[S]：鉄骨造
- 耐震基準  
[新耐震基準]：建築基準法で定められた、建物の地震に対する構造の基準のことをいい、現行の基準（新耐震基準）は昭和56年6月1日に施行されました。この基準の建物は大規模地震（震度6強程度）に対して、構造体に損傷が生じても倒壊することなく人命に被害がでないようにすることを基本に設計されています。  
[旧耐震基準]：新耐震基準施行（昭和56年6月1日）前に建築された建物です。
- 「優先度調査」：正確には「耐震化優先度調査」といい、学校の設置者が、どの学校施設から耐震診断などを実施するべきか、その優先度を検討することを目的として実施するもので、優先度の高いものから1～5の5段階のランクに判定されます。
- 耐震診断  
[第1次診断]：個別の建物の耐震性能を簡略に評価する診断方法です。  
[第2次診断]：個別の建物の耐震性能を詳細に評価する診断方法です。
- 「Is値」（構造耐震指標）：建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を判断するために数値化したもので、その値が大きいほど耐震性能が高いことを表します。
- 「耐力度調査」：学校施設において、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3つの項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するものです。耐力度調査による耐力度数は、建物の危険な状態の度合いを示し、4500点未満は文部科学省の改築の要件となっています。

### 【中学校】

番号	学校名	建物区分	構造	階数	優先度調査		第2次診断 年度
					年度	ランク	
1	大洲南中	校舎	RC	3	16	4	H21年度以降実施予定
2		体育館	S	1	16	4	H21年度以降実施予定
3	大洲北中	校舎	RC	3	16	1	H21年度実施予定
4		校舎	RC	3	16	2	H21年度実施予定
5		校舎	RC	2	16	3	H21年度実施予定
6		校舎	S	1	16	4	H21年度実施予定
7	大洲東中	体育館	S	2	16	3	H21年度実施予定
8		肱東中	体育館	RC	1	16	5
9	新谷中	体育館	S	2	16	2	H21年度実施予定
10	長浜中	体育館	S	1	16	4	H21年度実施予定
11		校舎	RC	3	16	1	H21年度実施予定
12		校舎	RC	3	16	1	H21年度実施予定
13		校舎	RC	2	16	1	H21年度実施予定
14	肱川中	体育館	RC	1	16	2	H21年度実施予定
15		校舎	RC	3	17	1	H21年度実施予定
16	河辺中	体育館	RC	2	17	1	H21年度実施予定
17		校舎	RC	3	17	3	H21年度以降実施予定
18		体育館	S	1	17	3	H21年度以降実施予定

### 【幼稚園】

番号	学校名	建物区分	構造	階数	優先度調査		第2次診断 年度
					年度	ランク	
1	喜多幼	園舎	RC	1	17	5	H21年度実施予定
2	中野幼	園舎	S	1	17	3	H21年度実施予定

## 水道メーター取り替えのお知らせ

# 水道メーター取り替えなどのお知らせ

○水道メーターの有効期限は8年です！

皆様のご家庭に設置している水道メーターは、計量法で定められた有効期限があり、その期間は8年です。有効期限内に取り替え、適正な検針を行うように努めています。このため、市内の水道指定工事業者が、次の期間に、水道メーターを取り替える予定となっていますのでご協力をお願いします。なお、この取り替えに関して料金をいただくことはありません。

■実施期間	■実施地区
5月～6月	市木・徳森・南久米・菅田・春賀
6月～7月	柚木・西大洲・五郎
7月～8月	大洲・平野
8月～9月	阿蔵・東大洲・東若宮・森山・舟原・新谷・八多喜・上須戒
9月～10月	中村・長浜奇数検針地区
10月～11月	若宮・田口 長浜・肱川偶数検針地区

○水道メーターで漏水の確認ができます！

蛇口から「シュー」という音がしたり、壁や床がいつも湿っているような漏水は、見ただけでは分かりません。このようなときは、水道メーターで漏水の確認ができます。①家中の蛇口などの給水栓を全部締める。②水道メーターのパイロット（銀色の丸い形状）を確認する。③パイロットが動いていれば、宅内のどこかで漏水しています。市内の水道指定工事業者に修理を依頼してください。



▲水道メーター写真

水道課 ②④ 3753 (直通)

## 水道メーター検針業務にご協力ください！

4月より、水道メーターは、2か月に一度、写真のようなマーク入りベストを着用し、身分証明書を携帯した検針員が、皆様のご家庭にお伺いして検針しています。

また、5月より、その検針員が、皆様のご家庭のメーターボックスの位置などを、写真などで記録する業務を実施します。訪問時には、皆様のご理解とご協力をお願いします。検針は水道使用量を確認し、水道料金を算定するもつとも大切な業務です。いつでもスムーズな検針ができるように、次の点にご協力ください。

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬などの動物を飼っている場合は、メーターボックスから離してつないでください。
- メーターボックスの中や周りはいつもきれいにしておいてください。



<前方側検針風景>



<後方側検針風景>

# 景観計画が策定されました 7月1日から規制が始まります

3月定例会市議会での審議を経て「大洲市景観条例」が制定され、本年7月1日から施行されることになりました。これに併せて、平

成17年から取り組んできた「大洲市景観計画」が策定を完了し、3月31日付で告示されました。この2つが整ったこと

ど)の設置など様々な行為を含みます。

図2

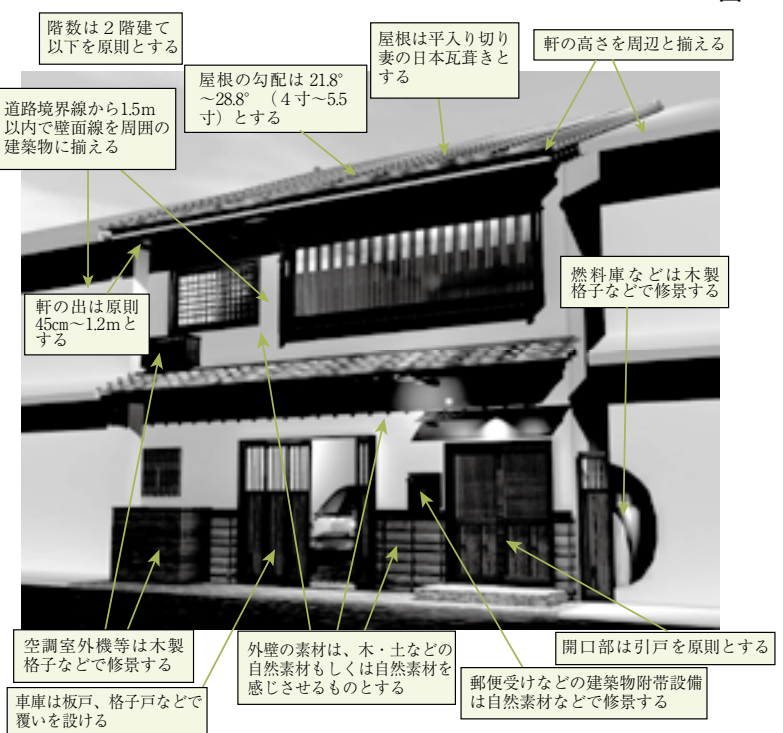
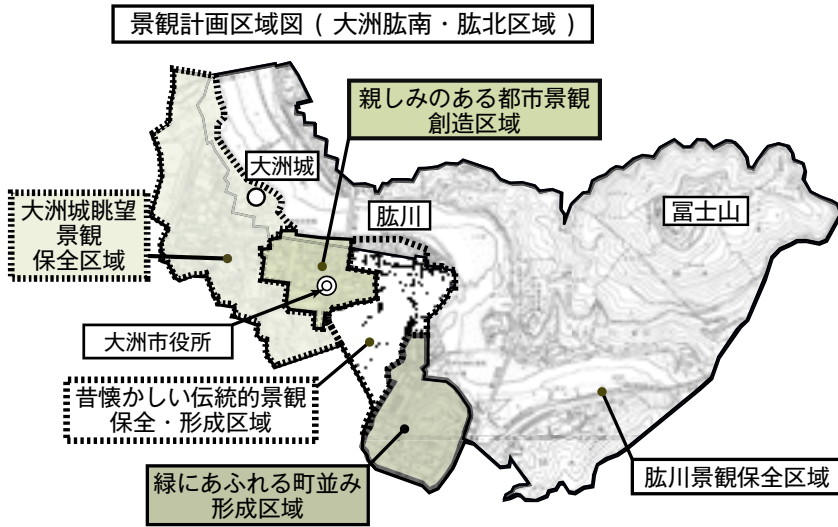


図1



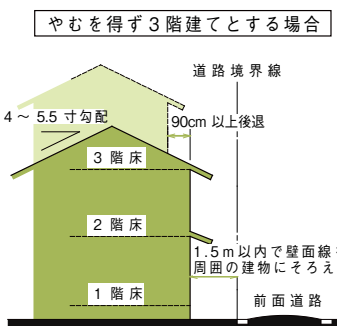
で、景観計画で指定された「景観計画区域(図1参照)」の中においては、建築行為などに一定の規制がかかることになりま

した。この建築行為などは、建物の建築や工作物の建築、屋外広告物(広告用の看板など)の設置など様々な行為を含みます。また、規制の内容も、計画区域を5つの詳細な区域に細分化し、それぞれの区域に応じて整理しました。図2に示したのは、詳細区域の中でも、特に大洲らしい町並みの保全・形成に重点を置く「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」における規制基準の内容の一部です。ここでは分りやすくお伝えするために、イラストを使って示してみることになりました。

例えば、「建物の高さは原則として2階建てまでとし、やむを得ず3階建てとする場合には、3階部分を一定距離以上控えて建てる」「外壁の素材は、自然の素材(土など)あるいは自然素材を感じさせるものとする」などです。また、屋根は日本瓦葺きとし、外壁などの色にも規制をかけた。

詳しくは、近く景観計画の概要版を作成し、景観計画区域内の皆さんには各戸配布で、その他の地域の皆さんには地区回覧でお届けする予定です。

また、住民の皆様を始め建築士や施工業者、不動産関係者の皆様などを対象として、説明会や勉強会などを随時開催してまいります。正式に規制がスタートするのは、本年7月1日からです。景観区域の中で建物や工作物などの建築・設置・改修などをお考えの方は、まずは市役所の景観担当窓口までご相談ください。



【景観行政担当】  
都市整備課・管理第1係  
課長補佐・武田  
☎ 241719



# シリーズ防災・長寿医療制度

## 災害時のライフライン復旧対策を強化

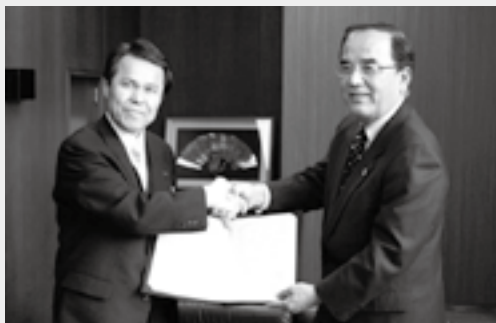
市とLPGガス協会大洲支部が協定締結

避難所でのLPGガスの早期復旧に備えるための「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」の調印式が3月25日(水)、大洲市役所でありました。

### 大規模災害に備えて

ガスの早期復旧を目的としたこの協定は、大洲市で地震や台風などの大規模災害が発生した際に適用されます。

市は、災害時の避難所となる公民館、学校などでガスの使用に支障がある場合、協会へガスの復



▲協定を締結した大森市長と濱田支部長(右)

調印式には、社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部の濱田耕造支部長、松村敏郎副支部長、井本英人事務局長と県協会の長井伸弥専務理事の4人が出席しました。署名、押印を終えた大森市長は「災害時のライフラインの復旧はたいへん重要であり、協力をお願いしたい」と述べると、濱

田支部長は「中越地震の際に現地でも実施した炊き出し活動などの経験を生かし、災害時に役立てるようがんばりたい」と抱負を語り、2人は協定書を手にして相互協力を誓いました。

### 避難所生活への協力を約束

市ではこれまで、消防、救急医療や、四国西南部7市による相互応援協定のほか、自動販売機内の清涼飲料提供、水道の復旧、給水確保、電気保安業務などについても各事業者などと災害時における協定を結んでおり、今後も災害時に備えるため、様々な公共機関や事業者との協定締結に努めていくことにしています。

【問い合わせ先】  
市役所危機管理課  
☎2421111  
(内線352)

シリーズ防災  
No.14

## シリーズ 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

No.17

○保険料の軽減について、平成21年4月に改正されました。

### ①均等割の軽減基準の変更

均等割の軽減は被保険者と世帯主の所得合算により判定され、2割、5割、7割の段階的な軽減が設定されています。また、平成20年度は、均等割が7割軽減に該当していた人は一律8・5割軽減とされました。例えば、单身世帯で年金収入だけの人で計算しますと、年額168万円以下の人が該当します。しかし、これはあくまで平成20年度だけの経過措置です。

### ②被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置の継続

被用者保険の被扶養者であった人の保険料は、平成20年10月から均等割を9割軽減した額とされています。この9割軽減の措置が、更に1年間(平成22年3月まで)延長されます。

平成21年度からは、9割軽減があらたに追加されます。7割軽減対象者の中で、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がないこと)の人が対象です。結果として、平成20年度では同じ保険料額であった人でも、平成21年度では更に安くなる人(9割軽減)とそうでない人(7

なお、低所得者を対象とした保険料および医療費自己負担限度額についてさらに検討されていますので、決定すればお知らせします。

### 【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合  
☎089・911・7733  
市役所保険環境課高齢者医療係

☎2421111(内線155)